図表 1. 豊かさと活力を生むための社会資本整備を（概念図）

財政構造改革下における公共事業の必要性

社会経済的要因

- ①内需主導型経済構造の確立
- ②高コスト構造是正
- ③少子・高齢化と高貯蓄の活用

重点化」と「効率化」を柱とした公共事業

①豊かで活力ある高齢化社会を支える公共事業の重点化

②財政構造改革に向けた公共事業の効率化

公共事業の 4つの問題点

中央主導の推進体制

官主導から民間活力の利用への遅れ

財政投融資へのつけ回し

高止まりする公共事業コスト

改革の基本 3原則

①国・地方の適切な役割分担－権限・財源の委譲と責任の明確化－

②民間活動の優先

③透明性の確保－情報公開とアカウンタビリティー

迅速かつ思い切った取り組み

公共事業改革の具体的方策

1. 公共事業適正化のための 3つのプロセス(＊)

(＊)政府・与党は原則として全ての情報を国民に開示し、説明責任を果たす。

① 「審査・優先順位づけ」のプロセス

a)中期方針の決定
政府・与党は、政策ニーズ、国民ニーズを踏まえつつ、公共事業の範囲・優先分野等に関する「中期方針」を定める。

b)プロジェクト案の策定
政党、地方自治体、地域住民等は、国が整備すべきプロジェクトについて、この「中期方針」に沿った提案をすることができる。政府は、自らの案とこうした提案に対し、第三者機関のガイドライン(数量分析に関する「統一的手法」等)に基づく分析を行い、プロジェクトを選定

c)政府予算案の策定
政府・与党は、プロジェクトの審査・優先順位づけを行い、それらを盛り込んだ政府予算案作成

② 「執行」のプロセス

政府は、第三者機関が策定したガイドライン(特に「業務運営の基本方針」)を遵守の上、執行

③ 「評価・見直し」のプロセス

a)公共事業の評価・監視機関(第三者機関)の設置
第三者機関は、ガイドライン(数量分析に関する「統一的手法」、「業務運営の基本方針」、「プロジェクト評価」)を作成。

b)プロジェクトの評価
第三者機関は主なプロジェクトの評価を行い、報告書を政府等に提出。

c)プロジェクトの見直し及び監視
政府・与党は、第三者機関等の評価を踏まえ、プロジェクトの改善・変更計画を策定する。その際、政府・与党は、「時のアセスメント」を策定し、この中で、プロジェクトの見直し、中止を行った場合の補助金返還、行政側の責任等に関する統一的なルールを明確にする。

2. 公共事業における規制緩和

・入札においては、技術提案総合評価方式、デザインビルド、VE提案方式の活用、予定価格と入札結果の事後公表、最低制限価格制度の廃止、ランク制の見直し

・透明性確保の観点から官公需法、JV制度のあり方見直し

3. 手続き法の制定

政府・与党は、1. ①～③の「手続きのルール化」を、早急に法制化する。第三者機関はその法が遵守されているかの評価・監視も行う。

豊かで活力を生むための社会資本整備が可能になり、経済活力と国民生活の向上を実現